

## ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いに関する要領

### 1 趣旨

「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）6の規定に基づき、主として神奈川県立福祉機構（以下「機構」という。）の管理権限（書き込まれた情報を削除等できる権限。以下同じ。）が及ぶ領域におけるソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて、個人情報保護法（以下「法」という。）の規定の適用の考え方を整理するとともに、個人情報の適切な取扱いを行うために必要な事項などを定める。

### 2 ソーシャルメディア上の個人情報に対する法の規定の適用について

#### (1) 法の規定の適用対象となる個人情報

機構の管理権限が及ぶ領域における個人情報は、機構の「保有個人情報」となり、法の規定の対象となる。（Facebook、Instagram 等上の機構の管理権限が及ぶ領域に、投稿者（機構以外）により個人情報（投稿者以外の個人情報を含む）が書き込まれた時点で、その個人情報も機構の保有個人情報となる。）

#### (2) 法の規定の適用対象とならない個人情報

機構の管理権限が及ばない領域における個人情報は、機構の保有個人情報とはならず、法の規定の対象とはならない。

ただし、機構が書き込む場合は、機構の保有個人情報を第三者に提供することとなるので、利用目的にそもそも含まれていることや本人同意があること、法令の規定に基づくことなど、法第 69 条に規定する提供制限規定に抵触しないことが必要である。

なお、X など機構の管理権限が及ばない領域においても、その投稿内容、表記方法によっては、機構の管理権限が及んでいるのではないかとの誤解が生ずるおそれがあるため、管理権限が及ばない旨の注意喚起などを状況に応じて行うことが適当である。

### 3 ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて

ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについては、ガイドラインに定めるほか、以下のとおりとするものとする。

#### (1) 不適切な投稿の抑制及び削除等

機構の管理権限が及ぶ領域について、次のとおり、不適切な投稿の抑制及び削除等の措置を行うこととする。

ア 県民等利用者に対し、不必要な第三者（他人）の個人情報の記載は控えるよう、アカウント運用ポリシーなどに明示すること。

イ 個人情報の保護を図るため、プライバシーなど個人の権利利益の侵害となる個人情報などを投稿禁止事項として定め（以下「個人情報投稿禁止事項」という。）、当該個人情報投稿禁止事項に該当する投稿があった場合には、投稿の削除等必要な措置を取ることを。

ウ 個人情報投稿禁止事項に該当する投稿がなされた場合において、投稿者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他必要な措置を取ることがあることを、アカウント運用ポリシーなどに明示すること。

## (2) 法に基づく開示・訂正・利用停止請求への対応

ソーシャルメディア上の機構の管理権限が及ぶ領域に書き込まれた個人情報は、機構の保有個人情報となるため、法に基づく開示・訂正・利用停止請求の対象となる。

したがって、ソーシャルメディア上の機構の管理権限が及ぶ領域内の個人情報については、その媒体等の性質に応じて、文書管理規定等により、適切に整理及び保管しなければならない。

## (3) 保有個人情報の管理者としての機構の責務について

法第 66 条第 1 項「漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」を講ずる責務、法第 65 条「過去又は現在の事実と合致」するよう努める責務については、基本的に対応不要である。（「漏えい」は公開空間への書込みであるためそもそも成立しない。「滅失」「毀損」については、改ざん対応等基本的にサーバー管理者が対応することとなる。「過去又は現在の事実と合致」については、書込み内容がそのまま保持されていればよく、対応不要である。）

## 4 その他

本要領の解釈や運用のほか、ソーシャルメディア上の個人情報の取扱いについて疑義が生じた場合などにおいては、経営企画室長に協議の上、適切な取扱いを行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

この要領は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。